

条 例 議 案 の 概 要

—令和2年5月臨時会—

目 次

- 議案第 69 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について 1
- 議案第 70 号 専決処分につき承認を求めることについて 3
(盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 69 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

常勤の特別職の職員のうち市長、副市長、監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に令和2年6月に支給する期末手当を減額しようとするものである。

2 改正の内容

区分	現行 (A)	改正案 (B)	削減額 (A) - (B)	削減率
市長	2,287,380円	1,829,904円	457,476円	20%
副市長	1,772,820円	1,506,897円	265,923円	15%
副市長	1,772,820円	1,506,897円	265,923円	15%
監査委員	1,143,690円	1,029,321円	114,369円	10%
教育長	1,449,210円	1,304,289円	144,921円	10%
上下水道事業管理者	1,449,210円	1,304,289円	144,921円	10%
合計	9,875,130円	8,481,597円	1,393,533円	

3 施行期日

公布の日

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 路 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 路	○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 路 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 路
第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。	第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。
第6条から第10条まで 路 附 則 第1項から第31項まで 路	第6条から第10条まで 路 附 則 第1項から第31項まで 路
32 令和2年6月に支給する市長、副市長、監査委員、教育長及び上下水道事業管理者の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、当該額に、市長にあつては100分の20、副市長にあつては100分の15、監査委員、教育長及び上下水道事業管理者にあつては100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。 附 則 路 附 則（令和2年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	附 則 路

議案第 70 号

専決処分につき承認を求ることについて（盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に関する感染症に関する緊急対応策」を受け、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正が行われ、令和2年4月27日に公布及び施行されたことにより、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができないときに、傷病手当金が支給されることになった。

これを受け、市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る事務を加えようとするものである。

2 改正の内容

市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加える。

3 施行期日

公布の日

4 その他

- (1) 市では申請の受付のみを行い、支給事務については、岩手県後期高齢者医療広域連合が行うものである。
- (2) 支給については、令和2年1月1日に遡及して行うものである。
- (3) 国民健康保険における新型コロナウイルスに係る傷病手当金の支給に係る規定については、令和2年4月28日開催の盛岡市議会臨時会において盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について可決され、施行済である。

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 <u>令和2年5月12日条例第31号</u> 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 (趣旨) 第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (市において行う事務) 第2条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のかか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付 (2) <u>広域連合条例第4条第1項の専用手当金の支給に係る申請書の受付</u> (3) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し (4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付 (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の受付 (7) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (8) 広域連合条例第21条本文の申告書の受付</p>	<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 (趣旨) 第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (市において行う事務) 第2条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のかか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付 (2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し (3) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付 (4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の受付 (6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (7) 広域連合条例第21条本文の申告書の受付</p>

改正後	改正前
<p>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務 第3条から第9条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和2年条例第31号）</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(8) 前各号に掲げる事務に付隨する事務 第3条から第9条まで 略 附 則 略</p>